令和８年（フ）第２６０８号
名古屋市中区伊勢山１丁目４番６号　エスリードレジデンス東別院マークス1302号、従前の住所名古屋市天白区野並４丁目282番地の３
債務者　松下　紀湖
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６１０号
愛知県瀬戸市原山台２丁目５番110号
債務者　柴田まゆみ
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６１４号
名古屋市熱田区白鳥３丁目１番11号　ドール神宮西703号
債務者　後藤　守男
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６７２号
愛知県小牧市中央２丁目35番地　カリビアンマンション608号、従前の住所愛知県小牧市中央３丁目129番地　サワセリエ中央205号
債務者　髙野　修二
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６８０号
名古屋市中区平和１丁目15番22号　ＷＡＣＡ
債務者　佐田　博之
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６８４号
名古屋市名東区猪高台１丁目1101番地　アーバンドエル猪高台103号、従前の住所名古屋市名東区本郷２丁目126番地　第２啓林ハイツ205号
債務者　山田　孝子
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６９５号
名古屋市緑区桶狭間1805番地　サンパティーク202号室、住民票上の住所名古屋市緑区桶狭間上の山2925番地の４
債務者　近藤　友紀（旧姓青山）
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７２３号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮
債務者　杉原　瑞樹
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７５３号
愛知県小牧市西島町108番地２
債務者　諏訪　　舞
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７５６号
名古屋市中区正木２丁目３番20号　正木ハイツ203号
債務者　水谷　　暁
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５０３号
相模原市中央区淵野辺４丁目37番26号　相武ビル302号
債務者　森尾　政春
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５２５号
相模原市南区東大沼４丁目４番25号　サンモール相模大野202
債務者　齊藤　正則
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５３２号
相模原市中央区千代田１丁目８番22号　メゾンビュー201
債務者　吉澤　友章
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１８７号
新潟県柏崎市駅前２丁目１番59―501号　市営駅前住宅２号棟、前住所新潟県柏崎市東本町１丁目９番17号
債務者　佐藤久美子
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２６７号
愛知県稲沢市高御堂十丁目２番１―135号
債務者　園原あけみ
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２７８号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字羽根西10番地　Ｗｉｎｇ　Ｈｉｌｌｓ　101号、申立時の住所愛知県丹羽郡大口町余野二丁目228番地　ピューラⅢ102号
債務者　溝口　聖一
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部